

# 議会運営委員会会議録

平成30年9月11日（火）

（開 会） 14：48

（閉 会） 15：23

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
    - (1) 議案第83～86号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
  - 2 追加議案の説明、質疑
  - 3 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
  - 4 議案に対する質疑通告について
    - ・議案第70号（永末議員）
    - ・議案第76、77号（道祖議員）
    - ・議案第79号、認定第13、14、15、16号（川上議員）
  - 5 意見書案の取り扱いについて
    - (1) 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）
    - (2) 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）
    - (3) 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）
    - (4) 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）
  - 6 請願の取り扱いについて
    - (1) 請願第16号 金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願
  - 7 陳情の取り扱いについて
    - (1) 陳情第58号 立岩交流センター建設工事の再検討及び飯塚市の入札制度に対する陳情
    - (2) 陳情第59号 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」の不採択を求める陳情
  - 8 会期日程の変更について
  - 9 その他
- 次回委員会開催予定 9月27日（木）定例会最終日

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

## ○市長

本日提案をさせていただきます「議案第83号」から「議案第86号」までの人事議案4件についてご説明いたします。

「議案第83号」から「議案第86号」の4件につきましては、平成30年12月31日付

けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして提案するものであります。

「議案第83号」から「議案第84号」は、高岡備子氏、鹿毛謙吉氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、「議案第85号」から「議案第86号」は、宇藤德行氏、安部茂伸氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました、議案第83号から86号までの4件につきましては、定例会最終日、9月27日の日程1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程をし、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

追加で提案させていただきます議案につきまして、「追加議案概要」で説明させていただきます。

「議案第87号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市長、副市長等及び議員が公開する資産等の内容の見直しを行うため、また、資産等報告書の審査等を担当事務とする附属機関を設置するため、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容といたしましては、市長、副市長等及び議員は、毎年1月1日の資産、地位及び肩書並びに前年1年間の収入及び贈与について、5月31日までに資産等報告書を提出し、資産等報告書には、疎明資料として確定申告書、源泉徴収票の写しを添付するもの、資産等報告書の審査その他の処理を行うため、飯塚市資産等報告書審査会を置き、審査会の委員は、識見を有する者の中から4人以内を市長が委嘱するものでございます。

次に、「議案第88号 契約の締結」につきましては、立岩交流センター建設工事につきまして、鉄建建設株式会社九州支店と3億5424万円で請負契約を締結するものでございます。

「報告第24号」の報告でございますが、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案2件につきましては、明日、9月12日の本会議におきまして、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託の後に上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託としていただいております。

付託委員会につきましては、「平成30年第3回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。冒頭に記載しておりますが、議案第87号は総務委員会に、88号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告第24号につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

この説明にあわせる形で、議案付託一覧表（案）も変更いたしております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第70号について永末議員より、議案第76号及び77号について道祖議員より、議案第79号、認定第13号、14号、15号及び16号、以上5件について川上議員より、それぞれ質疑通告がっておりますのでご報告いたします。

また、先ほど説明のありました追加議案の議案第87号及び88号につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があればお願いいたします。

○永末委員

今回の私どもの会派のほうから、この「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」の提出というのをさせてもらっております。陳情の事由でありますとかそういった部分は、書いてありますその部分を参考にいただければと思います。なお、あくまで議論の活性化という部分にのっとった形での陳情でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この意見書案は、表題が「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」という表題で、意見書の要点は、最終行に2行でまとめてありますけれども、「国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める」ところにあります。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官となっております。そこで、まず意見書の提出について規定した地方自治法第99

条にかかわってお尋ねをいたします。地方自治法第99条は、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」と規定しています。今回意見書はどのような意味において、飯塚市の公益に関する事件と考えるのかお尋ねをいたします。

○永末委員

まず公益についてという部分であるかと思いますが、今回、先ほど申し上げたように、改正の論議を深めてほしいという部分が主眼でございます。ただそうなった場合、当然、現行の憲法の論議というのが起点になるかと思うんですが、当然、今、質問者言われました公益という部分につきましては、御存じだと思いますけども現行憲法の第8章ですかね、地方自治という部分の規定がございます。その中で、地方公共団体というのが当然に規定をされておりますので、そういった部分の議論という意味では、当然に公益というのは十分にあるんじゃないかなるかというふうに理解します。

○川上委員

次に伺いたいのは、日本国憲法の基本原則、立憲主義及び関連の規定と今回意見書提出の整合性についてであります。これについては2つ質問があります。1つは、日本国憲法第99条とのかかわりです。第99条は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとされています。憲法を尊重し擁護する義務を負った衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に、飯塚市議会として、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的世論を喚起することを強く求めることについて、どういう整合性があるのかお答えください。

○永末委員

99条という部分だと思いますので、憲法の尊重擁護義務ですかね、そういった部分の規定かと理解します。ここに関しては、当然のことながら96条のほうでは憲法改正というのが条項として定められております。ということは、憲法自体が改正を前提にしてつくられておるという部分も、改正ができることを前提にしてつくられておるというふうに考えますので、当然に現行の憲法がある間というのは尊重というのは当然に必要なかと思うんですけど、その議論を行うという部分に関して、改正が憲法自体に定められておるわけですから、そこに対して議論を深めるというのは何ら整合性がないことではないというふうに考えます。

○川上委員

憲法を尊重し擁護する義務を負う者に対して、憲法改正の論議を活発にやってくださいという意見書を飯塚市議会が自治法にのっとって意見を出しましょうっていうことになることについて、整合性があるのかという質問なんですけど、それについて、答えていただいたかどうかちょっとわからないんですけど、どうですか。

○永末委員

先ほどの分でお答えになってないですかね。もう一度すいません、質問の趣旨をもう一度お願いできますか。

○川上委員

この意見書の内容は憲法改正論議をしてくださいという内容です。その提出先を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に出すわけでしょう。この方たちは、全て憲法を尊重し、擁護する義務を負っている方々です。この方々に、今言ったような内容の意見を、こともあろうに飯塚市議会が意見書という形で提出することについて、どういう整合性があるのかね。憲法改正の話はまだ後でします。義務を負ってる者に、義務をみずから解き放ちなさいという、そのための議論をしてくれという意見書を飯塚市議会が出すのか

ということなんですよね。

○永末委員

回答になるかどうかわかりませんが、あくまで提出者のほうの考えというのはあるかもしれませんが、私が今回これを受けまして考えたのは、議論の活性化という部分でありますので、議論を活性化するに当たって、例えば行政権として、内閣としてしかるべき措置をとっていく、そういった部分での提案なのかなというふうに理解しております。

○川上委員

憲法改正の規定が日本国憲法にあるのは、これがなければ武力クーデターとかいうことになる道が残されるからですよ。だから、平和主義の中でね、外交上のもあるけど、そういうことを避けるためにこの憲法改正の規定があるんだけど、立憲主義ということを引きちんと据えなければ、この意見書の、飯塚市議会がほかにも意見書を出したりするんだけど、今度それを踏みやぶるような意見書提出するわけにいかないんじゃないかということに聞いたわけですね。

それから、その関係で2つ目の質問ですけども、日本国憲法第96条とのかかわりです。これが先ほど永末委員が言われた憲法改正なんです。第96条は、この憲法の改正は各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とすると規定しています。間違いありませんね。つまり、永末委員の問題意識との関係で言いますと、憲法改正については国会の権限にかかわるものであって、内閣の関与を認めていないということなんです。これは先ほど言った立憲主義にかかわります。憲法というのは、国の権力を縛るために存在するわけですから、その主要内容である内閣が、みずから縛るものを解き放ちたいという論議を呼びかけるということはありませんし、その手続に関与することはありませんし、日本国憲法では排除しているわけですよ。日本国憲法が排除しているものについてやれという意見書を、我々が出すかという問題です。憲法改正について、憲法自身が関与を認めていない内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に、飯塚市議会として、先ほどよって以降で言いましたけど、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求めるということは、とりもなおよさず飯塚市議会が、日本国憲法の大前提である立憲主義を踏みにじる。このことを内閣総理大臣に要求しているに等しいということになりかねないわけです。

そういう意味で私は整合性がないと。3人そろえば意見書を出すことはできるけど、この問題ではね、憲法にかかわることですから、極めて不適當ではないかと思うわけですよ。そこで、でも会派として出そうということにしたんでしょうから、その辺の整合性についてどういう議論をしたのか、永末委員はどう思われているかについてお尋ねしたいと思います。

○永末委員

まずもって、当然の議論の活性化ということですので、その先には憲法改正するのか、変えずにそのまま守るのかということがあるわけですけども、私たちの会派のほうにおきましても、正直、憲法を改正するのか守るのかという部分に関しては意見が分かれています。分かれていますけども、その前段である議論をしっかり行いましょうということに関しては、会派として意見がまとまっております。そういった意味では、議論をしっかり行っていく。先ほど言われました憲法の改正の手続ということに入っていくのであれば、最終的には国民の審判、国民投票を受けるといふような形にもなっておりますので、そこに関して議論を深めるということに関しては何ら問題はないでしょうし、その中でしっかりと大切な部分というのを議論していくのは、当然、これから次代を担っていく我々地方議員としても必要なことかというふうに考えております。

○川上委員

飯塚市議会が立憲主義に反する意見書を出すのかどうかっていうことが問われることになってると思うんですよ。

それで、憲法にかかわる論議を喚起することが悪いのかという、それで我々は一致してると、会派では、というふうに言われましたけど、論議はすればいいじゃないですか。憲法を改正したい。それは困る。議論すればいいですよ。それを、飯塚市議会が、憲法尊重擁護義務を負っている内閣総理大臣以下の国务大臣、さらに、衆院・参院議長に出すかという問題ですよ。

それともう一つ言えば、もう先ほど言いましたけど、憲法改正について言えば、内閣の関与を厳重に排除してるんですよ。これは立憲主義の立場から当たり前のことです。でも、論議だけならいいじゃないかっていうことで、それを内閣総理大臣に飯塚市議会が求めてしまえばね、憲法はその大原則から崩壊していくことになると思います。我々は地方議員だけど、議員ですよ。その議員が、国民が主権者に立っているんだけど、この国民が憲法によって権力の監視、濫用を抑制する。そういうことをしているときに、飯塚市議会がこういう意見書を上げることについては何ら整合性がないということはぜひわかっていたいただきたいと思うんです。3人そろえば意見書が出せるんだけど、ことこのことについては次元の違う問題ではないかと思うんです。我々は絶対、立憲主義を失ってはならない。これを失えばね——

○委員長

川上委員、意見は結構です。質疑をしてください。

○川上委員

そこでね、4点目の質問だけど、今その時期なのかということなんですよ。確かに自民党総裁選で安倍晋三総裁が憲法改正第一ですということ、本来は憲法改正にかかわることのできない立場でありながら、改憲をこの秋の国会の最大課題等と呼号してますよ。ところが、国民が今求めている国会の最大課題というのは、そうではないと思うんですね。何でしょうか。もう明らかに、この異常気象の頻発、超巨大地震、想定されます。今、現実に被災し、苦しんでいる人たちが多くおられるわけですよ。こういう中でね、日本が防災面で抜本的な対応こそしなければならぬ。このときにね、立憲主義を踏み外すような意見書を提出してね、憲法論議をやってくれというようなね、TPO間違い——

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：12

再 開 15：14

委員会を再開いたします。

○川上委員

違うでしょうっていう面もあるんですよ。今ではないでしょうと。それで、考え直してもらえないですか。これは質問です。

○永末委員

憲法論議になりますと色々な論点があるかと思うんですけど、私の意見から申し上げますと、私は変えていくということをしっかりとやっていくべきじゃないかというふうに考えております。と申しますのも、私は一地方議員でございますので、当然、地方自治、地方の活性化という部分を自分の活動の主眼としてやっております。そうした場合に、本会議でも最初述べたこととございますけども、やはり今の日本の現状、東京の一極集中、中央集権体制というのをやはりしっかりと変えていかなくちやいけない。今先ほど言われましたその巨大地震、南海トラフとかがいつ襲ってくるかわからないというふうなことも言われてます。そういった意味では、そういった部分でしっかりと、例えば地域主権型の道州制という新しい国の形を目指す、そういった部分をしっかりと憲法の中にうたい込んでいって、新しい国の形をつくっていくべ

きだというふうに考えてます。今、それをするべきときじゃないんじゃないかというふうな考えもあるかと思いますが、私はむしろ南海トラフとか、そういった大きな、さらに大きな震災が起こるための備えとして、今からやるべきじゃないかなってというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 14

再 開 15 : 14

委員会を再開いたします。

○川上委員

私は、永末委員が会派を代表してのことですからそういうことなのでしょうけど、ぜひ考え直してもらいたいということと、お願いできないかという質問ですけど、27日の日には本会議で採決になると思いますので、しっかり論戦して、どうしても市民クラブいつか会が提出するといふのであれば、きちんと論戦して、不採択になるように頑張りたいと。ほかの議員の皆さんにも共同を呼びかけて質問を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書(案)」、「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)」及び、「水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)」、以上3件について、提出者から補足説明があればお願いいたします。

○光根委員

公明党より3件の意見書を提出しております。まず初めに「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を求める意見書」につきまして、本年6月18日に発生しました大阪北部地震では、学校施設のブロック塀の倒壊により、とうとい命が奪われました。文科省は6月19日に学校施設における既設の塀の安全点検についての緊急点検を要請、さらに国交省は6月21日、その他の既存の塀についても、所有者に安全点検をするよう注意喚起がなされております。被災地及び各自治体では総点検、調査を進めておりますが、自治体の対応に差があることから、国が主導して着実に進めていただきたいということです。危険箇所への対応の徹底、地方自治体での技術的・財政的支援、一般家庭の塀に対する支援制度の検討、公立学校施設の補助対象事業の弾力的運用等を求める意見書であります。

次に、「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」につきまして、2016年に制定されました児童相談強化プランの拡充及び児童虐待防止体制の強化、児童相談所と警察との情報共有についての適切かつ効果的な情報共有システムの構築、また、児童相談所間及び市町村との情報共有について引き継ぎの全国共通のルール of 制定、また平成27年より開設されました全国共通ダイヤルの無料化及び運用の改善を図ること、最後に、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応の整備等を求める意見書となっております。

最後に、「水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書」でございます。全国の管路総延長は約66万キロメートルになっております。このうち、法定耐用年数、これは40年ですけども、これを経過した管路は約12%、1970年代に集中整備された管路が一斉に更新時期を迎え、10年後には2割、20年後には4割を超える見通しでございます。管路の劣化、また老朽化はもとより、地震災害、風水害による被害が近年多発しております。老朽化対策、耐震化対策はもとより、安全な水の安定供給を維持するための水道の戦略的な基盤強化及び施設更新事業の国庫補助要件の緩和等について求める意見書でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案4件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を9月25日、火曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請願文書表のとおり、請願が1件提出されております。

「請願第16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」は、協働環境委員会に付託していただいております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

前回の本委員会以降に提出されました陳情が2件ございます。

「陳情第58号 立岩交流センター建設工事の再検討及び飯塚市の入札制度に対する陳情」及び「陳情第59号 『国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書』の不採択を求める陳情」につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「平成30年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、第9日、9月12日の3番目に追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託、4番目に請願の委員会付託を追加しております。

第24日、9月27日、最終日の3番目、報告事項の説明、質疑に報告第24号を追加しております。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )



質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、その他でございますが、次回の委員会は、9月27日、木曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。